

特251

160

和十四年六月

時局資料

第八輯

本派本願寺龍谷學園

35



0000110000

0000110-000

特251-160

時局資料

本派本願寺竜谷学園

第8輯

昭和14

AAB

時局資料
第八輯

目次

青少年學徒ニ下シ賜ハリタル勅語……………三

文部大臣訓示……………三

堂々盡忠の歩武……………三

板垣陸相講話……………四

緊迫する中歐とバルカン……………五

國民精神總動員の二方策……………一〇

上海租界について……………一七

改正された兵役法……………二四

日伊文化協定について……………三一

議會を通過した重要法案……………三三

戦争と母の力……………三三

見習ふべき獨逸國民の節約的精神……………三六

青少年學徒ニ下シ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル
 任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少
 年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ
 稽へ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ
 失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實
 剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

昭和十四年五月二十二日

文部大臣訓令

本日畏クモ
 天皇陛下ニハ本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ 勅語ヲ下シ給ヘリ
 本大臣ハ此ノ優渥ナル 聖旨ヲ拜シ感激措ク所ヲ知ラズ謹ミテ之ヲ全國一般ニ告知ス恭シク惟ミルキ
 天皇陛下天縱敷明夙ニ教育ノコトニ深ク御軫念アラセラレ屢々コレガ振興ニ關シ 優詔ヲ下シ給ヒ今又青少年學徒ニ對スル優渥ナル勅語ヲ賜フ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ本大臣ハ其ノ責任ノ愈々重キヲ念ヒ益々奉公ノ誠ヲ竭シ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ期ス



堂々、盡忠の歩武

清新潑刺の軍國繪卷

陸軍現役將校學校配屬令公布十五年記念全國學生生徒代表御親閱式は五月晴れの二十二日午前十時から宮城前廣場において事變下に意義深く嚴肅盛大に舉行された、この日空に一點の雲なく陽光青葉に燦々、全國北から南からそれ／＼母校全學生生徒の榮譽を擔つて上京した若人三萬二千五百餘名は鞞轂の下に御親閱を拜受する光榮に勇んで 畏くも大君の御前、空に地に若き盡忠の歩武を進め清新潑刺たる軍國の繪卷を展開、さらに盛儀ののち二大集團に分れ隊伍堂々と都大路を行進、明治神宮と靖國神社に參拜したなほこの日全國の各關係學校ではそれ／＼遙拜、訓話、神社參拜などを行つてこの榮えの日を記念した。
 晴れのこの日、朝鮮、臺灣、滿洲、樺太などを含む全日本からすぐつた中等學校以上千八百校代表三萬二千五百餘



今ヤ我國ハ未曾有ノ時艱ニ際會シ國家ノ總力ヲ擧ゲテ天業ノ翼賛ニ邁往シ而カモ前途ハ甚ダ遠遠ナリ將來國民ノ後勁トシテ之ガ大成ニ當ルベキ青少年學徒ハ負荷ノ重キニ願ミ自奮自勵氣宇ヲ潤大ニシ識見ヲ高尚ニシ愈々德ニ進ミ業ヲ修メ品性器能ノ玉成ニ力ヲ效スベキナリ若シ夫レ時局ニ對處シテハ各其ノ分ニ應ジ奉公ノ誠ヲ效スノ覺悟ヲ堅クシ夢寐ノ間ニモ事ノ急ニ應ズルノ用意ヲ怠ラザラムコトヲ要ス而シテ之ガ啓導薰化ニ任ズル者ハ 聖勅ニ昭示シ給フ所ヲ奉體シ夙夜匪懈後進子弟ノ誘掖ニ努メ相率キテ無極ノ 皇恩ニ答ヘ奉ラムコトヲ期スベシ

昭和十四年五月二十二日

名の學生生徒は大學々部の第一集團をはじめ學校別、地區別によつて九集團三十ヶ大隊百十ヶ中隊に編成され執銃、帶劍、卷ゲートルの武装も凛々しく三千餘名の教職員とともに午前九時までには宮城外苑に整列を終る。
 同九時半すぎ畏くも秩父宮、閑院宮、賀陽宮、朝香宮四殿下にも台臨あらせられ、旗影劍光燦然として奉迎の準備はまつたく成つた、天皇陛下には同九時五十五分陸軍御軍裝に大勳位副章を御佩用、御愛馬白雪に召され宇佐美侍從武官長、城戸車馬監、池田行幸主務官、侍從、侍從武官、近衛將校ら供奉の御乘馬鹵簿にて宮城御車寄を發御、近衛下士捧持の燦然たる天皇旗を御先頭に肅々と二重橋を通御同十時陸軍軍樂隊の「君が代」吹奏、諸員奉迎のうちに式場に着御、廣場の中央正面設けの玉座に着かせたまふ。玉座御間近に天皇旗の薫風にはためくを拜し玉座の左右後方に各皇族殿下をはじめ奉り供奉の諸員、陪列の顯官らが綺羅を飾つて莊嚴の極み！
 やがて各部隊は軍樂隊の行進曲とともに順次行動を起し

板垣陸相謹話

畏くも 天皇陛下におかせられましたは常に時局下の學生生徒の狀態に深く大御心を注がせ給ひ本日は政務御多端にわたらせられるにも拘らず宮城前に御親臨遊ばされ親しく全國學生生徒代表の分列式をみそなはせられましたることは獨り學生生徒のみならずあまねく青年の享受する光榮でありまして誠に感激措く能はざる所でありますのみならず唯今は學生生徒ならびにこれら教育に任ずるものに對し時局下その嚮ふ所を昭示し給ひたる有難き勅語を拜し奉りまして廣大無邊の御聖慮に只管感泣いたす次第でありまして刻下の重大時局に際し大御心を體して文部當局とも聯携しますす、學校教練の振作更張を計りもつて無邊なる御聖徳の萬一に副ひ奉らんことを期する次第であります

色とりどりの校旗を先頭に歩武堂々一歩々に感激をこめて式場を行進、一隊また一隊御前を通過し「頭右」の號令一下 陛下を仰ぎ奉り劍光帽影一糸紊れず玉座前に盡忠の赤誠を披瀝し奉る、このとき學生航空聯盟所屬の學生機十二機が編隊陣形も鮮かに萬世橋方面からお濠沿ひに飛來、畏くも陛下の御前にビル街を掠めて空中分列式を行ひ空の爆音と地の靴音と空陸相呼應して若き軍國の繪巻を展開、この間 陛下には御親閱臺中段に侍立の荒木文相より御前を行進する各部隊の學校種別の奏上を聞召しつゝ各隊の敬禮に一々御舉手の御答禮を賜ひ、かくて限りなき感激のうち同十時四十五分、全集團の分列式は滞りなく終了、荒木文相の發唱で「天皇陛下萬歲」の聲は都心に轟きわたつた。かくて荒木文相は再び御前に參進して行事終了の旨を奏上、全員最敬禮「君が代」吹奏裡に 陛下には再び御愛馬に召され龍顏麗しく鹵簿蕭々と還御、曠古の盛儀はこゝに全く終了した。(以上大阪朝日新聞より抜萃)

緊迫する中歐とバルカン

外務省情報部

突如として行はれたドイツのチェッコ合併は、忽ち全歐洲の國際情勢に非常な衝擊を與へたのであつたが、なほも引續いて行はれたメーメル返還、アルバニアの合併等、神速果敢な獨伊の進出によつて、東歐及びバルカン諸國は大動搖を來し、これを繞つて獨伊樞軸對英佛の間に波瀾萬丈の大外交戦が展開されてゐるのである。

即ち、チェッコ合併に次いで當然來るべしと豫期されてゐたメーメル返還問題は、三月二十日、リスアニアのウルブシス外相が、ローマからの歸途にベルリンを訪問しリッペントロップ外相と會見した際に、ドイツ側からメーメル返還が提議され、リスアニア政府は二十一日、ドイツの申入れを承認することに決定し、二十二日議會の承認を経て直ちにドイツ政府にその旨を回答した。よつて同日夜、即時ドイツ軍は一齊に進駐を開始し、ヒトラー總統も二十三日メーメルに入り、こゝにヴェルサイユ條約によつてドイツから引き離されたメーメルは、二十年振りドイツの版圖に復したのである。

この端倪すべからざるドイツの東方進出に對して、ダンチヒ問題を有つポーランドと、ウクライナへの途に當るルーマニアの立場が重大となつた。こゝに於いて英國は、從來の傳統的の政策を一擲して、フランスに代つてドイツ包圍工

作の陣頭に立ち、ポーランド、ルーマニア、ギリシア及びトルコを連ねる東方包圍線を結成し、更にソヴィエトを引き入れ、遠く米國を背景として獨伊樞軸の攻勢を押しやうと企てたのである。

二

英國は豫ねてからポーランドとの經濟提携を強化するために、經濟使節としてハドソン貿易長官をワルソーに派遣してゐたのであつたが、メーメル問題が勃發し、次いでダンチヒ問題の重大化が傳へらるゝや、英國は、ポーランドの保全、對獨包圍陣の結成を決意し、ハドソン長官をしてポーランドの意向を打診せしめるとともに、更にソヴィエトを訪問せしめてソヴィエト引込みの工作を開始した。

なほこれと前後して、フランスのルブラン大統領が、昨年英皇帝ジョージ六世のバリ御訪問の答禮として、三月二十一日ロンドンを訪問し、ボンネ外相が隨行したのを機會に、英佛の間に對獨伊政策に關しての協議が行はれ、その結果として先づオランダ、ベルギー及びスイスの保全に關する協定が成立し、次いでポーランドに對する援助條約の交渉が進められるとともに、ルーマニア、ギリシア、トルコ等のバルカン諸國に對しても、ポーランドと同様な工作が開始されたのであつた。

恰も三月二十六日、ローマに於いてファッシスト黨結成二十周年の記念大會が行はれ、ムッソリーニ首相が一場の演説を行つたのであるが、このムッソリーニ首相の演説の内容は、豫期された程に強硬激烈なものではなかつたので、英佛政界に於いては稍安堵の色を見せたのであつた。然るに俄然、二週間の後にはイタリ軍のアルバニア進軍が斷行されるに及んで、全歐洲は正に愕然たるものがあり、英國も非常なる決意を固めてポーランドとの相互援助條約の締結を強行し、事態は益々重大化するに至つた。

三

アルバニアは一九一二年の第二次バルカン戰爭の結果、イタリーとオーストリア・ハンガリーとの勢力均衡のために設けられた國であつて、歐洲大戰の結果ユーゴスラヴィアの出現によつて、イタリーとユーゴとの對立を見るに至り、政情の安定を缺いたのであるが、一九二六年のチラナ條約以後、事實上イタリーの保護下にあつた。昨年親伊派のストヤディノヴィッチ内閣の辭職後、ゾーグ一世は反伊政策を採つたので、イタリー政府は豫ねてから反伊政策の是正、通商問題に關する交渉を進めてゐたが、ゾーグ一世の態度は頗る誠意を缺き、却つてユーゴ討伐のためにイタリ軍の援助を要求する等の術策を弄したので、遂にイタリー政府は、三月三十日、アルバニア政府に對して、アルバニア國民の民族的構成の尊重、イタリーのアルバニアに於ける優先的地位の承認、アルバニア國自體による國內の統治及び國防の不可能である事實及びアルバニア國成立以來イタリーが同國に與へた援助の繼續等の承認を要求する最後の通牒を行つたのである。然るに、ゾーグ一世はこのイタリーの最後通牒にも拘はらず、英佛やユーゴの援助を恃んで、イタリーに對して誠意を示さなかつたので、遂に四月七日、空陸の精銳部隊は一齊にアドリア海を渡つてアルバニアに進軍を開始した。同日發表されたイタリー政府のコミュニケには「イタリー政府はアルバニア國王ゾーグ一世との間に兩國間の新協定について交渉中であつたところ、アルバニア首都チラナに於いて武装せる團匪の威嚇的示威運動が勃發し、アルバニア在住イタリー國民の生命が危殆に陥るに至つた。かくて六日朝イタリー國軍艦はトラツツォ、ヴァロナ兩港より數百名の婦女子を乗せ祖國に送還した。而して六日夕刻イタリー國軍艦は急遽プリンチン、バリー兩港からアルバニアに向つて出動するとともに第一艦隊も出動……空軍も動員された」とあつた。

かくてイタリ軍は空陸協同作戰の下に忽ちにして全アルバニアを席卷し、四月八日、早くも首都チラナに入城した。

かくて十二日、アルバニア國議會は、四月十二日を以つて現在の政治組織を廢止し、新政府を構成して、アルバニアとイタリアとの連帯關係を確立し、同君聯合の形式でアルバニア國王の位をイタリア皇帝に讓渡する旨を決議し、これをイタリア政府に申入れたのである。よつてイタリアは十三日のファッシスト大評議會に附議し、更に十五日には議會を召集して承諾を求め、こゝにイタリアのアルバニアの併合は正式に決定し、アルバニアは、イタリア及びアルバニア國王、エテオピア皇帝陛下を代表するところのチラナ駐劄の總督によつて治められることとなり、その下にシェフケット・ヴェルラッチ内閣が任命されたのであつた。

四

イタリアのアルバニア併合に先だつ四月三日、ポーランドのベック外相がロンドンを訪問したが、これによつて英國とポーランドとの相互援助條約の交渉が進展し、イタリア軍のアルバニア進軍と時を同じうして成立し、チェンバレン英首相は、六日の下院に於いてこれを發表したのであつた。

即ち、英國並びにポーランドの兩國の何れかが、他の國に對抗する意圖に發したものでなくて、直接若しくは間接に獨立を脅される場合に、相互的に援助を與へることを約したもので、この協定の定める處置を發動せしめる具體的事情の判定に關する細目は更に検討されることになつてをり、また兩國が他の何れの國と平和確保のために協定を結ぶことを妨げるものではないといふのが、英波相互援助條約の内容であつて、要するに軍事同盟である。

イタリアのアルバニア併合によつて、アドリア海は全くイタリアの手中に歸し、バルカンに於けるイタリアの戰略的地位は著るしく優勢となり、ユーゴを押しギリシアを制するに至つたものと見られるが、而かも、英國の企圖して居るところのポーランドからトルコに至るまでの東歐バルカン諸國を連ねて、獨伊の進出を阻止しようとする包圍計畫に、

大きな打撃を與へたものであつた。

然るにアルバニアを制壓したイタリアは、餘勢を驅つてギリシアに迫り、コルフ島に進撃するであらうとの風説が切りに傳へられ、英伊協定を侵すものであるとして、英國に於いては英伊協定廢棄論も起り、英伊間の緊張を見たのであつたが、四月十日、イタリア政府はギリシア政府に對して、友好關係の維持及びギリシアの領土保全を申入れるとともに、英國政府に對してもギリシア進撃の意圖のない旨を通告したのであつた。

かくて、イタリアのアルバニア併合も、英佛兩國の抗議等があつたが、結局既成事實として承認された形となり、事態はそれ以上の發展を見ず、十三日に至つて英首相は下院に於いてギリシア及びルーマニアとの間にもポーランドと同じく相互援助條約の成立したと及びトルコとの間にも同様な交渉を進めつゝあることを聲明し、こゝに一應英國の企圖したところの獨伊包圍陣が實現せんとする情勢にある。

而かも、更に注目すべきは、英國のソヴィエト引込工作が着々と效を奏し、英ソ協同が締結されんとする事情にあり、更に米國のルーズヴェルト大統領が、獨伊に對して平和維持の勸告を發表する等、獨伊對英米佛ソの對立が尖鋭化されんとするの傾向を帯び、事態は頗る重大となつて來たのである。〔週報〕より

○今日よりはかへりみなくて大君の醜の御楯と出でたつ我は

(萬葉集より)

○ますらをの稱の音すなりものゝふの大まへつきみ楯立つらしも

(萬葉集より)

○ますらをは名をし立つべしよろづ世にきゝつぐ人も語りつぐな

(萬葉集より)

國民精神總動員の二方策

國民精神總動員委員會は、四月二十七日首相官邸に第四回總會を開き、左記二方策を決定、翌廿八日開議の決定を見た。これは各省、國民精神總動員中央聯盟をはじめ地方廳、各種團體が今後本運動を展開實施するに際しての基本となるものである。

時局認識徹底方策

國民精神總動員新展開の基本方針に基づいて、時局認識の徹底方策を講ずるに當りては、支那事變の本質に對する透徹せる認識に基づき、國の内外に於ける實際の情勢と之に處する我が國の根本目的並びに其の實現方策を普く全國民に浸透するやう各方面に對して、具體的且つ有機的に知らしめ、「成程、日本は今容易ならぬ場面に臨んでゐる、世界史上一大時機を劃する最も重大な地位に立つてゐる」といふことを充分自覺せしむると同時に、「我が皇國の興廢は一に懸つて事變處理の如何に存する。如何なる苦難を忍んでも舉國の精神を世界的に發揚するやう、國民相共に誓つてこの光榮ある任務を成し遂げねばならぬ」といふ決意を固めさせ、國民の全能力を集中して強力日本を建設しなければならぬ。

一、何を徹底すべきか

(一) 興亞大業の意義と帝國の使命

東亞全局の安定、世界永遠の平和の爲めにする東亞新秩序の建設は、帝國を中心として「日滿支三國相携へ、政治・經濟・文化等、各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達

成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり(昭和十三年十一月三日 政府 府 聲明)これこそ我が舉國の大理想に淵源する未曾有の大業であつて、之を完成することは、現代日本國民に課せられたる最も光榮ある責務であること。

(イ) 支那事變の本質

今次の支那事變はその由つて來る處遠く、國民政府多年の抗日毎日の根柢に横はる思想は、我が國體と相容れざるものであつて、事變の深刻なる所以亦此處にある。従つてこれが解決には國民政府を徹底的に潰滅して東亞の新秩序を建設しなければならぬ。而して東亞新秩序の建設は、日滿支三國の互助連環關係の樹立を基調とするが飽く迄も日本が指導者であることを念としなければならぬ。

(ロ) 東亞に於ける國際正義の確立

東亞の安定は世界政局上最も必要なことであり、之を實現することが、國際正義の確立である。而して先づ植民地的状態から東亞を離脱せしめることが、東亞に於ける國際正義確立の第一歩である。

(ハ) 共同防共の達成

- (1) 防共協定は、今後益々強固ならしめねばならぬ。
- (2) 東亞に於ける共同防共を確立しなければならぬ。即ち支那共產黨を撃滅し、其の他の東亞各地に於ける共産的分子を掃蕩しなければならぬ。

(ニ) 新文化の創造

新文化創造の要諦は、日本文化を發揮して東亞を撫育するに在る。即ち一方に於いて日本文化を益々醇化發達せしめると同時に、その日本文化を以つて、支那文化其の他に新生命を吹込んで更生再建せしめる所に存する。

(ホ) 東亞經濟ブロックの結成

東亞新秩序の建設は、東亞經濟ブロックの結成に俟たねばならぬ。それには日本の指導的立場の確立が根本である。即ち日本經濟の強化を図ると共に、これに基づいて他の經濟を指導すべきである。日本と他との關係は、相互扶助の經濟關係を確立するにある。

(二) 國際情勢の變移と日本の決意

(イ) 援蔣諸國の動向に徴し、帝國の意圖する國民政府の潰滅、東亞新秩序の建設に對する第三國の干涉に對しては、相手の如何を問はず、斷乎としてこれが排除に當る國民的決意を確立せねばならぬ。

(ロ) 世界は今や再び世界戰爭への危機に直面してゐる。この騒然たる國際情勢に處する我が國としては、獨自の立場に據り、東亞に於ける唯一の強大國としてその指導的地位を確立し、以つて東亞全局の安定に努力邁進しなければならぬ。

(三) 長期建設の遂行と國力の充實

以上に列擧する大使命を負擔し、長期建設を遂行する爲めには、國家總力の飛躍的増強を期し、就中國防力特に軍備の充實を圖りこれに伴ふ經濟上の難局、戰時財政の實體を正確に理解し、當面における物資需給、物價整調等の諸問題を克服し國家總動員體制の確立、生産力の擴充に努むること。

二、如何にして徹底すべきか

(一) 以上の點に關し政府は常に時局の進展に應じ、新事態の發生とこれに伴ふ施策とを一般國民に向つて速かに諒知させること。即ちこれがためには、官民各部の啓發宣傳機關を總動員してあくまで實效を期すること、殊に權威ある實踐網の整備確立を急ぐことが最も重要である。

(イ) 啓發宣傳の徹底

官民各部の啓發宣傳機關別けても新聞雜誌の全的協力を更に強化すること。

(ロ) 實踐網の整備確立

權威あり最も信頼し得る實踐組織を國民各階層の間に整備充實することが喫緊の急務である。

- (1) 既にその整備を見たる方面にありては、これが運用を萬全ならしむること。
- (2) 中央、地方共に實踐網指導者の養成施設に力を用ふる。
- (3) 指導者の選任には特に意を用ひ眞に適材をこれに當らしむること。

(二) 都會生活の特殊性より生じ易き人心の弛緩を克服し、その緊張味を醸成するため、國民の時局認識に逆行するやうな政治的社會的その他の不健全現象を絶滅すること。たゞ之が爲めに市民生活の萎微退嬰を來たすことなきやう常に潑刺たる意氣を振作する施設に留意すること。

三、實施上の注意

以上の實施に際しては、次の諸點について一般の注意を加へつゝ、その効果を確保せねばならぬ。

- (一) 官民各部の啓發宣傳機關の總動員に當つては、相互に矛盾の起らぬやう調整すること。
- (二) 時局認識に基づく實踐は形式に流れることを排する。苟くも上辺りがあつてはならぬ。實質的に且つ具體的に各地の情勢に應じ國民各層の實生活に即せしめねばならぬこと。
- (三) 時局認識徹底の効果を隨時検討すると共に從來の方法について此の際再検討を試み是止すべき點は、速かに是正すること。

物資活用並に消費節約の基本方策

緊迫せる國際情勢下に於いて今後の事態に備へ、東亞新秩序の建設に邁進せんが爲めには、國力の増強こそ目前の急務である。それには戰闘及び經濟開發その他生産力擴充に必要な資材を確保すると同時に、國民生活の維持、輸出の振興を圖らねばならぬ。

我々は須らく現下の物資需給の實情と物價抑制の重要性とを十分に認識し全國民、各階層を通じ公私生活の全面に亘り徹底せる刷新を圖り、以つて各種資源の消費を極力節約すると共に物資の活用を全力を注ぐべきである。これ日常生活、日常業務の裡に國民精神總動員を生かし、長期經濟戰に耐へる國力を養ふ所以である。乃ちさきに決定せる國民精神總動員新展開の基本方針に基づき、物資活用並びに消費節約の基本方策を定めその實行に邁進せんとするものである。

一、物資活用並びに消費節約運動の展開

(一) 簡素生活の實踐

公私生活の全面的刷新を圖り、質實剛健なる精神を以つて長期建設に即應せる簡素生活を敢行すべく生活刷新運動を起すこと。

(二) 物資の愛用

物資需給の現状に鑑み、物資を尊重し各種用品の流用等に努むると共に、一切の無駄を排除して物資を完全に消費するの風を奨励し、以つて物の效用を最大限度に發揮せしむる爲め物資愛用運動を起すこと。

(三) 空閑地、荒蕪地の活用

國家資源尊重の見地よりして空閑地、荒蕪地を徒らに放置することなく、生産的勤勞を促進し、植樹、開墾その他の方法により之が活用を圖る運動を起すこと。

(四) 全面的消費節約

時局の現段階に於いては軍需資材、輸入物資、輸出可能物資等の消費を極力節約すべきことは勿論、全面的なる消費節約運動を強化すること。

(五) 不急品、不用品の活用

不急品、不用品を死蔵することなく、交換賣買等の方法に依り極力その活用を圖る運動を旺ならしむること。不急品、不用品の活用については取扱業者をして團體を組織せしめその協力を促すと共に、交換賣買等の便宜を圖る爲め、土地の事情に應じ公共團體、その他各種の團體に常設又は臨時の機關を設けてその實行に當らしむること。

(六) 廢品の回收

國家に必要な物資、特に鐵、非鐵金屬(銅、鉛、亞鉛、錫、アルミニウム等)、纖維質(棉花、羊毛、麻類、紙類)、ゴム類及び皮革を確保する爲廢品回收運動を一層強化すること。

廢品回收への協力に付いては主として廢品取扱業者をして之に當らしめ業者に團體を組織せしめて之を統制することとし、青少年團體、婦人團體等の各種團體は業者をして回收せしめることが困難又は不適當なる場合に限り之に當るものとする。

(七) 金の集中

金の政府への賣却勸奨運動を旺んにすると共に、例へば金裝飾全廢運動の如きものを各地方別に工夫實施すること。

(八) 貯蓄の實行

貯蓄奨励運動を更に強化し、百億貯蓄の目標に向つて邁進すること。

二、運動の展開に當り特に留意すべき事項

(一) 物資活用並びに消費節約の實效を擧ぐる爲めには、政府に於いて財政經濟の實情を充分國民に知らしむべきである。

- (二) 物資活用並びに消費節約の趣旨を徹底せしむるに當つては、實行を容易ならしむるため都市、農村等の實情に應じ又對象を考慮して具體的方法を明らかにすべきである。
- (三) 官公署は率先して物資活用並びに消費節約の實を擧ぐると共に、官公吏の實踐垂範が緊要である。
- (四) 本運動に背馳する行爲、例へば買占め、買溜め、遊興等は時局を認識せざる行爲なることを強調し、一般の自肅自戒を徹底するは勿論、之に即應して取締その他の施策を政府に於いて斷行すべきである。
- (五) 般賑産業關係者の生活行動は本運動の成否に多大の影響あるを以つて、格段の考慮と對策が必要である。
- (六) 本運動を徹底する爲め實踐網の整備とその積極的活動を促すことが肝要である。
- (七) 物資活用並に消費節約は家庭に於ける主婦の努力工夫に俟つ所大なるを以つて、特に婦人に對し積極的協力を求むる方法を講ずべきである。
- (八) 生産、製造、配給、販賣等に携はる業者は物資活用並に消費節約の運動の趣旨に背馳するが如き行爲を嚴に戒しむべきは勿論、本運動をして効果あらしむるやう積極的に協力すべきである。
- (九) 運動の實績を不斷に調査検討し、是正すべきものは速かに對策を講じ、不徹底の向に對しては飽く迄も實踐を貫徹せしむるに努むべきである。 (「週報」より)

戰友の英靈を弔ふ 陸軍省情報部

一 突撃前の面影は
 なほまざまざと残れども
 友は還らぬ唐の土

二 今此の野邊に歸り來て
 あの日、の陣地訪ねれば

三 唐と大和を後の世に

ああ山往かば草むすも
 我が大君の邊にこそと
 誓ひしものを我ひとり

動は花と咲き匂ひ
 榮譽を誦ふ虫の聲
 丘の千草に影長き
 墓標に映ゆる姿かな
 唐と大和を後の世に

堅く結びて大陸に
 柱と残る英靈は
 護國の神と祭られて
 九段の花に匂ひ出で
 人の心を照すなり。

(國民歌謡より)

上海租界について

外務省情報部

はしがき

現在の上海は、相互獨立し、別々に三つの機關によつて支配され、各自特別な法律規則の下に行動する三つの區域から成り立つてゐる。すなはち俗に支那街といはれる上海市政府管轄區域・共同租界・フランス租界がそれである。市政府管轄區域は、數年前の市區改正により近郊の村落を合併して非常に廣くなつてゐるが、従前の地域は兩租界の周圍に限られてゐた。人家の密集してゐる場所としては、フランス租界に隣接する舊上海縣城內、舊縣城の東と南とに擴がり船着場で商賣の盛んな南市、前回と今回の事變で我が軍が奮戦苦闘した閘北の三ヶ所が主で、前回の事變以來共同租界の西部越界道路區域(このことは後に述べる)方面も住民が非常に多くなつてゐる。市政府所管地區はいふまでもなく純然たる支那の都市であるが、兩租界は周知の如く、行政、經濟その他にまで外人の勢力が非常に大きく浸みこんでゐて、特殊地域を形成してゐる。

租界といふのは居留地のこと、條約または取極により開市場の一部に設定され、外國人の居住、營業のために解放せられ、外國人の行政權行使の認められた地域である。租界は天津・漢口・重慶・廣州その他の開市場にあるが、上海が最も古い。前記のごとく外國人の行政權を認めてゐる結果、支那の警察權がこの地區に及ばないので、政治犯その他

の犯人が多く入り込み種々策動したのであるが、租界の中心をなす國の利益に反しなければ、放任することが例になつてゐた。過去に於けるその實例は數へきれないほどあるが、現在のことに於いていへば、蔣政権の手先となつて日本や臨時政府維新政府に反抗する共產黨藍衣社などの不逞分子が多く立てこもり、テロ事件が頻發するが、この地方を管下に置く維新政府の警察権ではどうにも出来ない。この點に於て誠に厄介なところであるから、支那歴代の當局者は國家的見地・政治的善後策の両面から必要を痛感して、租界回收案を立ててゐた。我が日本も治外法權撤廢には非常に苦心した經驗があり、隣邦支那の完全な獨立を希望する立場から、豫ねて支那側の企圖に同情し、漸進的に目的を達せしめようとしてゐたが、引續く支那の混亂で、日本の好意は思ふやうに實現の過程を辿らなかつた。しかし東亞新秩序建設について我が政府當局者が議會で説明したやうに、我が國としては史生支那のために従前に比し更に一層積極的に働きかけるであらう。また上海に於けるテロ事件の頻發は支那に於ける他國人の行政權行使が、支那の安寧に取つて如何に大きな障害物であるかを如實に説明したことであるから、心ある支那人は善後策の必要を更に一層強く感じてゐることは疑ふ餘地なく、支那事變の一段落と共に支那側は法權回收に邁進するものと豫想される。

英國は、一八四二年南京條約第二條に依り上海・廣州・福州・廈門・寧波の五港を開放せしめ、翌一八四三年の追加條約第七條を以て、支那地方官は英人のために家屋建築用として土地を準備して置くべき旨約束したのに因り、當時の英國領事バルフォアは上海に駐在せる道臺(清朝時代の官職の名)兼稅關監督宮慕久と交渉の結果、一八四五年十一月二十九日附交換公文の形式で土地章程が發表された。この交換公文に於て官道臺は次の如く述べてゐる。

予は條約に従ひ相互照會の結果我々に依り同意され、既に道臺たる予に依り公布され、且つ稅關に掲示された最初

までの章程より最終一切の謄本を特に貴領事に送附し、貴領事が查閱翻譯の上、洋涇濱の北方にある財産賃借人全部に知らせるため右章程を發表されんことを乞ふ。予は貴領事の日常の幸福を望み、本書を認む。

尙ほ官道臺の出した布告で、一八四二年土奏に對する勅命を以て廣州・福州・廈門・寧波及び上海の五港に於て通商を許し、各國民の商人その他がこれら五港に居住するため家族を携來することを許し、家屋建築用の土地を賃借することに關し、當該領事と照會の上、地方官憲に於て協議決定すべきことが規定された。またこれらの地方官憲は當該領事と共に地方住民の感情に従ひ、關係者相互間の永久的調和が達成さるゝやう行動すべきことを命ぜられた。

その後上海地方住民の感情と同地の事情に従ひ洋涇濱(クリーク、今は埋立ててエドワード路、愛多亞路)になつてゐる)の北、李家場(個人の広い庭園)の南に在る土地が、建物用並びに住宅用として英國商人に貸與されざる可らずと決定された。これに關して協定された若干の章程にして服従を要するものを列擧してゐる。

右の章程といふのは二十三ヶ條から成る土地章程のことである。

註 章程は規則といふやうな意味で、土地章程と名づけたのは新來の外人に土地を提供することを第一の目的として協定された規則であるからである。しかし内容はいろいろ規定を含み後記の如く土地章程は今でも共同租界の基礎的法規となつてゐる。

二

前記の公文に示されたやうに、英人に貸付けらるべき土地の場所は大體決定したが境界の完全な記述を含んでゐない。即ち東境は黃浦江、南境は洋涇濱、北境は李家場とし、西境は未決定として残された。その後一八四六年九月二十日附の協定で現在の河南路に當るバライアール路が西の境界と定められ、かくて決定した租界面積は約八三〇畝(一畝は日本の約二百坪に當る)即ち一三八エーカーであつた。

その後幾何もなく擴張の必要を感じ、一八四八年十一月二十七日英國領事と支那の道臺との間に締結された協定に依つて北と西に擴げられ、面積は二、八二〇畝(四七〇エーカー)に増加された。その後米國租界との合併、更に二回の擴張を経て現在の共同租界は三三、五〇三畝、五、五八三エーカーになつてゐる。

當初の土地章程は同区域内に於ける外人の土地獲得は一切英國領事館に登記することを必要としたが、その後英人以外の外人が土地を獲得した場合當該領事館に於て登記する権利が認められ、各國領事館は自國人の上に管轄權を執行するのみならず、租界全體の事件に對する監督行爲に参加することとなつたが、當初の行政事務は借地人の選舉した三名の行政委員が英國領事を議長として執行してゐたのである。それで英國租界といはれてゐた。

一八四六年上海に赴任した米國領事は、租界内の土地獲得に英國領事の許可を要する規定に異議を唱へ、現在の虹口地方に居住し遂に同地區は事實上米國租界の如き状態となつた。またフランスも一八四九年に租界を設定した。

一八五三年、長髮賊の亂に際し租界の防衛並びに治安維持の見地その他の理由や便宜上から、前記三租界合同の議が起り協議はよほど進捗したが結局フランス側は参加を拒絶した。一八六三年九月二十一日に至り英米間の協定が成立し英米兩租界を合併して廣く各國に公然解放された共同租界となつたのである。前記の如く共同租界の基礎的各般の事項は土地章程に規定されてゐるが、同章程はしばしば改正され、現行の同章程は一八九九年四月六日から實施されてゐる。

三

現在の共同租界行政は議決機關としての納稅者會議(外國人側會議と支那人側會議との二種類あるが、支那人納稅者會議は、市政に關する權限としては支那人市參事會員を選舉するに過ぎない)及び執行機關としての市參事會(現在の會員は英人五名、日・米人各二名、支那人五名で、互選によつて議長を舉げ、議長は自ら表決權の一票を有するのみならず、更に可否同數の場合は議長が可否を決する權限があるから、英人が議長の椅子に在る今日、英米が一體となれば過半數になり、議場を左右することが出来る)に依つて行はれてゐる自治行政であるが、監督機關としての關係國領事團があり、領事團は關係國外交團の指揮下に行動しなければならず、各國の利害關係その他の事情に因り、意見の相違することも多く、また支那側との條約上の拘束もあるから、一國內の自治團體のやうに簡單には行かぬ。

また土地章程附則は特別納稅者大會の決議を経てこれに領事團及び外交團の大多數が賛成しない限り修正添加をなすことは出来ない。更に居留民が參事會を相手取り訴訟を起す場合には領事團が毎年互選によつて組織する「領事團裁判所」に提訴することを要するなど面倒なことが多い。

四

共同租界には、北部の北四川路から新公園方面に約一千七百畝、西部のゼスフィールド公園方面に約四萬五千八百四十畝の「越界道路區域」といふのがある。これは租界外に道路を延長した結果出來た地域であつて、租界外に道路を延長し公園を設けることだけは、土地章程に明文で規定されてゐるから、その條件に合致すれば問題はない。

註 第六條……借地主その他別項規定の有權者は納稅者會議の決議を以て道路又は公園、運動場、娛樂場となす目的の下に租界の接續地又は租界外の土地を買收し或は外國人又は支那人所有者との相互契約の下に土地を受納する權利を有す、又工部局に道路、公園等の土地の買收、新設及び維持のため必要にして有益なるときは時々本章程第九條に規定せる資金の一部をこれに充當する權利を有す。かゝる道路及び公園は租界内に居住する一切の人民の健康、娛樂及び運動のために凡て公用に供せらるゝものとす。

しかし、立派な道路が出來て公園までもあれば、その一帯は自然に家屋を建築して人の住む町になる。人が住めば警察權の問題や徵稅問題などが發生する。現にその方面には大通りに租界の警官がをり横町に支那巡查の顔が見えるとい

ふ二重警察の光景を呈してゐる。そこで何か刑事事件でもあれば早速たゞ／＼が起きざるを得ない。収入の方からいへば租界ではこの道路上の家屋住民には當然課税する権利があると表口から徴税に行けば、支那側は裏口が租界外であることを理由として收税吏を差向ける。一方住民の方では租界側には支那側から税金を取られてゐるから、二重の税金は負担に堪へないと拒絶し、反対の側にも同一の筆法で納税しないといふやうな珍現象が出て来る。それやこれやですつたもんだの揚句、最近數年來、この地域の住民の幸福を奪はないことを條件として、支那側に引渡さうといふ相談が雙方間になし続けられてゐるが、まだその協定が成立しないうちに今回の事變となつた。

五

五港開港後間もなく、上海に於て英米租界に引續き佛租界が設定された。一八四九年四月六日、上海駐在の道臺は佛國領事の要求に基づき、一八四四年の佛支條約第二十二條、即ち五港に於て地方官憲は佛國領事を協力してフランス人の在留に適する地域を指定すべしとの規定に従ひ、南は護城河（城壁に接する堀）、北は洋涇濱、東は廣東會館、西は關帝廟より周家木橋に至る一帯の地域を劃して、右地域内に於ける土地貸借その他に關する規定を設けたる布告を發した。その後長髮賊の亂に際し、前述の如くフランス側は自國租界地域の利益が閑却される事情に鑑みて、仲間入りを避け獨立の租界を造りあげ、工部局を設けてその行政を行ふことにし、一八六九年新たに租界規則を公布した。

右の現行租界規則は十八條から成り、當初一八六八年に制定して以來數回の改正を経たのであるが、一九二七年一月十五日の改正により、支那人の行政參與權が擴張された。租界行政は、佛國總領事が議長の資格で招集する選舉人總會で、フランス人の選舉するフランス人委員四名、その他の外人の選舉する治外法權を有する國の人民の委員四名、總領事の指名する佛、支人委員三名並びに必要の場合總領事の指名する委員若干名（半數はフランス人）より成る委員會に於て決議執行することになつてゐる。

フランス租界は、最初劃定された時の面積は九八六畝、一六四エーカーであつたが、その後四回に亘る擴張により、現在は一五、一五〇畝、二、五二五エーカーとなり、共同租界（越界道路區を加算せず）の半分弱である。

またこの租界は、財政上に餘裕のないところから越界道路をもつてゐない。どこの租界でも支那にとつて種々の都合な現象が起るが、上海のフランス租界は殊にそれがひどい。その第一の原因は同地區が繁盛の中心を共同租界の南東路方面に奪はれ、いはゆる山の手の手といったやうな状態で閑靜な住宅地として存在の價值が認められるからで、したがつて發展性に乏しく財政的にも樂でないからである。そこで不純な娯樂場が出来たり、阿片の密賣も盛んに行はれ、共產黨その他の札附も多く潜入し、フランス側に迷惑をかけないやうにしてさへゐれば、悪行御免の状態であつた。上海は魔の都として世界に知られてゐるが、上海ではフランス租界を魔窟といつてゐる。そこを狙うて日本や支那新政權に反抗する者が押寄せられるのは當然であらねばならぬ。最近のテロ事件は共同租界に多かつたが、共同租界が面倒になれば、不逞の徒は河岸をかへてフランス租界に引越す懸念がある。〔週報〕より〕

新南群島の領有

帝國政府は四月十八日附官報を以て、南支那海に所在する歸屬不明の新群島を臺灣總督府令によつて高雄市の管轄に屬せしめた旨を公表した。これは政府が一九一八年以來繼續してゐる邦人經營のラサツ島の礦業社の實効的占有の事實を承認して國際法上必要な手続きを完了したものである。この群島は九つの珊瑚礁から成り、イリツピン、佛領インド支那、關領ボルネオ等の間に介在してゐる。經濟的には大した價值のある島嶼ではないが、軍事防的に見れば、その位置の關係上、わが國をり、また氣象觀測の完璧を期する上にも大いに價值があると言はれてゐる。三三三年七月に、この群島について、一三三三の事實を無視して、その領有手續を先占の事實を如何なるに對しては、元來フランスの先占通告は、正當の條件を缺いて

るのである。わが國政府は、フランスの抗議に對してこれを海軍根據地たるシンガポールに近く、佛領インド支那に近く、米領フィリッピンに近く、また米國からマレー方面への通路や、シンガポールから香港への通路とするといった重要な地點を占めてゐるのに、佛等は勿論のこと、米國なども大に關心をもち、日本の南方侵略の意圖を示すものなど、騒いでゐるから、新南群島領有の意義が極めて重大なものである。この群島に對しては、元來フランスの先占通告は、正當の條件を缺いて

改正された兵役法

陸軍省情報部

帝國は、今や有史以來の非常時局を克服し新東亞建設の聖業完遂に邁進しつつある。

今度行はれた兵役法の改正も、物心兩方面からこの聖業完遂に資せんが爲めに外ならない。この改正の要目を挙げれば服役年限、召集、在學徵集期延期及び兵員徵集法に關する改正、短期現役兵制度の廢止並びに滿洲國の設立する學核に在學する日本人に對し在學徵集延期を認める件等である。

服役期間の改正

支那事變の處理と國際情勢の變化に伴つて、帝國軍備は迅速にこれを充實する必要に迫られ、國防兵力も亦自ら飛躍的に増加せざるを得なくなつた。

而して多數の戰時所要兵力を保持する爲めには、徵集人員を増加すると共に、ある程度服役年限を延長し、兩方法の調和によつて一面軍の所要を充足すると共に、他面國民の負擔その他國家各般に及ぼす影響を公正輕微ならしめるを必要とする。

この見地から、今度の改正では、服役年限に關し、陸軍については補充兵役の十二年四ヶ月を十七年四ヶ月に、海軍については豫備役四年を五年に、後備兵役五年を七年に、それ／＼延長したのである。

徵集順序決定法の改正

前述の如く國防上の要求に基づき徵集人員は近年頗る増大し、而かも最近軍事の進歩に伴つて兵業も複雑となり、その訓練のためいよ／＼體位優良な兵員を要するに拘らず、壯丁の體位は却つて逐年低下の傾向にあるので、從來の方法では到底この要求を充足し得なくなり、茲に徵集順序決定方法の改正を見るに至つたのである。

具體的方法について述べれば、舊方法では甲種及び乙種となすべき者の身長に限界は一米五〇であつたが、現役兵及び第一補充兵はその中で身長一米六〇以上の者から徵集することとされてゐて、一團となつて抽籤に加はる者は同一體格等位で身長一米六〇以上の者に限られて居り、それ以下の身長の者は抽籤に加はることなく第二補充兵に編入するのを建前としてゐた。

そしてもし身長一米六〇以上の者だけを以て要員を充たし得ない場合には、これを充たし得るまで逐次一耗づゝ身長を繰り下げ得ることになつてゐた。問題はこれの繰り下げ身長制を採用する場合に生じたのであつて、例へば要員五名不足の爲め身長を一耗繰り下げたところ、十名が新たに加はることとなり、五名を除かねばならぬこととなる。そこでこの五名の過剩員を抽籤によつて選び出すのであるが、從來の方法では全員を抽籤に加へることとなつてゐたため、抽籤の結果はかへつて身長一米六〇以上の者がいはゆる「籤逸れ」となることが少くなかつた。このやうな不合理のないやうに、換言すれば右五名の選び出しは、身長繰り下げによつて新たに加はつた十名だけの間に於て適當な方法によつて行はうとするのが改正法の要點である。

召集に關する改正

戦時兵力の相當部分を占める在郷軍人の軍事能力を軍事の進歩に伴はしめると共に、なるべく多數の既教育補充兵を保有して、開戦初頭より全軍素質の精銳を期すると共に、爾後に於ける迅速な兵員補充を容易ならしめ、また大陸に於ける警備等の必要に應ずる爲めに、左記諸項の如き改正が行はれたのである。

一 勤務演習の召集日数は従來陸軍にあつては一回三十五日以内、海軍にあつては七十日以内とし、海軍に限つて特別の必要ある場合に更に五十日以内延長し得るやうに規定されてゐたのであるが、今回陸軍に於ても更に五十日以内これを延長し得るやうに成つて、近時の進歩複雑化した軍事の修得に遺憾ならしめ得るやうに改正された。

二 教育の爲めの召集は、従來第一補充兵のみに限られてゐたのを、第二補充兵についてもこれを行ひ得るやうにし、既教育在郷兵力の増加をはかるやうに改正された。

三 豫備兵は警備その他の必要に因り歸休兵を召集しても尙ほ兵員を要する場合に、服役第一年次の豫備兵だけを召集し得るやうに規定されてゐたが、今や大陸に保持せらるべき陸軍兵力は相當多數に上るべきに拘らず、大陸に於ける在郷軍人の數は必ずしもこれに比例せず、従つて大陸に在る部隊が警備その他の必要から兵力の増加を必要とした場合、服役第一年次の豫備兵だけではその要求を充たし難い場合が少くないと判断される。そこで之を緩和し得ることを主眼として、豫備兵は前記のやうな必要に際しては、その服役年次に拘らず、すべてこれを召集し得るやうに改正したのである。

四 召集された者で入營の際の身體検査の結果、疾病その他の異常に因り勤務に堪へずと認められた場合は、従來は召集を免除する以外に方法が無かつたため、時としていろ／＼の不都合のあつたのに鑑み、今次の改正に於てはこの種の者は「召集期日、若は召集年次を變更し、または召集を免除し得る」とこと成り、當該被召集者の實情に應じて適當に處理し得ることとなつた。

短期現役兵制度の廢止

この制度は我が國兵役制度上の特異の存在であつて、それが今日迄存続した所以は、小學校教育の重要性に鑑み、なるべく多數の教育者に軍隊教育を體得せしめる反面戦時と雖もその職務に専念せしめ得るやうにし、以て兵政文政の調協關聯を密ならしめ、彼此相助成せしめんとするにあつた。

然し近時の進歩せる軍事諸般の事項を、わづか五ヶ月の短時日を以て兒童教育に效果あらしめ得る程度に體得させることは不可能であるばかりでなく、教育者が一般國民と全然同様に兵役義務を負擔し、國防の第一線に立つことが教育効果を發揚する爲めには却つて極めて肝要であると思はれる。

以上の見地から、今次の兵役法改正を期して、本制度を廢止するに至つたのである。

但し本制度の廢止に伴つて、いやくも小國民の教育に缺陷を起させないやう關係當局に於て慎重に研究を重ね遺憾なきを期してゐる。

また従來は短期現役兵の資格のある者で現役に適する體位の者は全員を徵集してゐたのに、今回の改正によつて一般壯丁と全然同一の標準及び方法によつて徵集することになつた。かうすれば徵集人員の率は従來よりも若干減少するのは免れないが、その數は従來の統計によつて検討するとさほど大なる數ではない。近き將來現役兵徵集人員は尙ほ増加するものと豫想され、尙ほ補充兵についても多數の者に平時より教育を施すこともなれば、その數は更に減少すると判断される。その上現役兵として入營する者は従來に比し格段の深刻な教育を受けるだけでなく、その中相當の人員は幹部候補生に採用され、幹部たる技術と氣魄とを培はれるから、教育者の軍事に關する知識と理解とは総合的には寧ろ増大し、將來兒童教育は勿論、青年學校等の教育にも一段精彩が加はるものと期待される。

またこの制度の廢止によつて師範學校入學希望者の減少と素質低下を懸念する向きもあるやに聞き及んでゐるが、元來本制度は兵役上の特例ではあつたが決して特典ではなかつたのである。男兒最大の義務であり且つ名譽である兵役の輕減乃至免除を目當に、教員を志願する様な心得違ひの者が過去に於て絶無であつたことを信ずると共に、このやうな懸念は杞憂に過ぎないことを希ふ次第である。

在學徵集延期制度の改正

軍の精否は將兵の體力氣力の優劣に負ふところ多く、體力氣力はまた年齢の老若に支配されるところが少くない。殊に在學徵集延期制度の適用を受くべき者の中には、戦時軍隊の重要部位を占むべき多數の豫備役將校、下士官の要員を含んでゐる事實に鑑み、その服役年齢を低下することは極めて重要なことである。

本次改正に於ては一般の修學に支障を生じない範圍に於て、延期限度を短縮して上記の目的を達すると共に、舊制度に於て延期期間を早生れ、遅生れの學齡に關係なく滿何歳と年齢によつて定め、實際の學校修學年限と無關係に律して居つた不合理を是正したのである。

新舊兩制度を對照表示すれば左の如くである。

舊 制 度	最高年齢
中 學 校	年 齡 二 十 二 年
高等學校考常科 實業學校(中等程度)	

- 師 範 學 校
 - 高等學校高等科及專攻科
 - 大學令ニ依ル大學豫科
 - 修業年限三年又ハ四年ノ專門學校
 - 高等師範學校(專攻科ヲ除ク)
 - 臨時、實業學校又ハ青年學校教員養成所
 - 修業年限五年以上ノ專門學校
 - 高等師範學校專攻科
 - 大學令ニ依ル大學學部

新 制 度

- 中 學 校
 - 高等學校考常科
 - 實業學校(中等程度)
- 師 範 學 校
 - 高等學校高等科
 - 大學令ニ依ル大學豫科
 - 青年學校教員養成所
 - 臨時教員養成所
 - 實業學校教員養成所
 - 高等學校專攻科
 - 修業年限三年又ハ四年ノ專門學校
 - 高等師範學校(專攻科ヲ除ク)

徵集を延期し得べき期間	年 齡
四月一日以前に出生したる者	年 齡 二 十 五 年
四月二日以後に出生したる者	年 齡 二 十 七 年
徵集を延期し得べき期間	年 齡 二 十 一 年 迄
	年 齡 二 十 二 年 迄
	年 齡 二 十 三 年 迄
	年 齡 二 十 四 年 迄
	年 齡 二 十 五 年 迄

修業年限五年以上ノ専門學校
 高等師範學校專攻科
 大學令ニ依ル大學學部(醫學部ヲ除ク)
 大學令ニ依ル大學醫學部

年齡二十四年迄 年齡二十五年迄
 年齡二十五年迄 年齡二十六年迄

また戦時若しくは事變に際し特に必要ある場合、即ち國家の危急存亡の秋に當つては、文字通り全國民を擧げて國難に赴くべきであつて、學生も一時その學業を中止しても、いはゆるペンを捨てて銃を執り戦線に立つのを至當とするから、新たにこれに關し規定を設けたのである。

尙ほ本制の施行期日は、昭和十四年十二月一日とし、且つその時既に在學してゐる者については引續きその學校に在學する間は、舊制度の通りの延期を認めることとし、直ちに修學に支障を生ぜしめないやうに考慮されてゐるのであつて、この點特に注意を願ふところである。

在外指定學校の範圍擴張

滿洲國の設立する學校中、日滿兩國が互助聯關して發展する爲めに、特種重大な意義を持つものに對しては、帝國としてその充實發展の爲め積極的援助をなすことが極めて重要である。

従つてこの種の學校に在學する帝國臣民に對しては、その學校の内容に應じて、帝國の設立する相當學校に在學する者と同様の修學上の便宜を與へることが適當と認められるから、在學徵集延期制度の適用範圍を擴張したのである。

今次行はれた兵役法改正の概要は以上の通りである。貴衆兩院に於ては本改正の趣旨を了得し夙に協賛を與へられた。一般國民も亦速かに本改正の趣旨を正解せられ相ともにその實效の發揚を期して已まない次第である。(「週報」より)

日伊文化協定について

外務省情報部

去る三月二十三日、我が有田外相と駐日イタリ大使
 アウリッチ氏との間に『文化的協力に關する日本國伊太
 利國間協定』が調印されたのである。この協定は昨年十
 一月に締結された日獨文化協定に次いで實施せられるこ
 ととなつた我が國に於ける二度目の文化協定であつて、
 我が文化外交の發展を示すものとして極めて意義深きも
 のがある。即ち中世紀時代の昔から、文化的に深い關係
 を持ち、今日に於ては防共の盟邦である日本とイタリ
 が、この文化協定の締結によつて、愈々緊密に結ばれ、
 兩國民の諒解と友好親善が益々強化さるゝに至るであら
 う。

最近一般に歐米諸國に於て、我が日本文化に對する憧

懐が頗みに厚きを加へてゐるが、殊に日伊兩國間に於ける相互の文化的研究は頗る盛んで最近に於ける文化交流事業は枚擧に遑がない程に増大されてゐる。かゝる時に當つて、我が日本文化の眞面目を發揚しつゝ、イタリ文化の精髓に觸れ、互にその長所を探つて短所を補ひ、精神的結合の深化を圖るために、堅實な協力の基礎が樹立されたことは、東亞の新文化を創造し、併せて世界文化の進展に寄與せんとする、輝かしき我が日本の文化的使命を達成する上に重大なる意義を有するものである。

昨年十一月、日獨文化協定が締結されるに當り、我が外務省から日獨文化協定と同様の主旨によつてイタリとの間にも文化協定を締結することが極めて機宜に適切であることを認め、この旨をイタリ政府に傳達したところが、イタリ政府に於ても、全然、同様の意向であ

つたので十二月に至り帝國政府から案文を提示し、正式に文化協定の締結を提議したのであつたが、これに對してイタリー政府は殆んど無修正で欣然我が提案を應諾し今回調印を見たのである。

従つて、本協定は日伊兩國の文化的提携の基本的方針を規定し、具體的事項は必要に應じ、それ／＼兩國の權限ある官憲の間に於て協議決定されることとなつてをり適宜融通自在に活用されることとなつてゐる點は、日獨文化協定と同様の建前である。

二

日伊文化協定は前文と四ヶ條の本文及び末文とから成立つてをり、先づ前文に於て日伊兩國はその各々の永き傳統に基礎を置く固有の文化を相互に尊重するものであることを嚴肅に認め、將來兩國間に行はれる各種の文化的提携は、この上に立つものであることを明白にし、以て兩國間の文化關係を増進して、相互の理解を深くし、既に兩國間に存在する友好及び相互信頼の關係を益々鞏固ならしめる目的を以てこの協定を締結する所以を示してゐるのである。

次に本文の第一條に於て、日伊兩國は相互間の文化關係を堅實な基礎の上に樹立することに努力すること従つてこれがため相互に最も緊密なる協力を行ふことを約してをり即ち本協定の根本目的を規定してゐるのである。

第二條は日伊兩國が、本協定に基づいて行ふ文化協力とは如何なる範圍の事柄に涉つて行はれるものであるかを、例示的に列擧して、これ等の事柄について兩國が協力して常に兩國の文化關係を増進せんとする旨を規定してゐるのである。

第三條は第二條に列擧した事柄について、具體的に問題の起つた場合には、それ／＼の問題に關して、その實施について兩國の權限ある官憲の間に協議して決定することを規定したもので、例へば、學生の交換、青少年團交換等の問題が具體化した場合には、兩國の官憲の間に事務的に談合を遂げて、その上でこれを實施することを取計ふといふことを定めてゐるのである。

第四條はこの協定は署名と同時に效力を發生し、爾後日伊兩國の一方から、一年の期間を置いて破棄の意向を通告しない限り、永久にその效力を保つてゐるものであることを規定してゐるのであつて、文化的協力を規定す

る條約には適はしいものである。

なほ、以上の協定中に記されてゐる各種の文化的協力に關して、日伊兩當局の間には差し當つて、日伊兩國からの種々な發議を考究するための委員會を設けること、兩國の文化的接近に資すべき新たな文化施設の設置及び既に存在するこの種の文化施設の維持並びに擴充を行ひ、政府の派遣する留學生に對する便宜の供與、教授並びに學生交換の増進を計り、本協定の指導精神に遵由し且つ追つて協定されるべき範圍に於て行はれる兩國學校の教科書の補正をなし、兩國に於てそれ／＼文化的の活動に従事する人々に對して相互にこれを推薦する。

また、兩國の文化的接近に資すべきところの一般的並びに専門的文獻の翻譯を相互に奨勵し、圖書や雜誌の交換、映畫の交換、交換放送等を行ひその他藝術文化の交換を計り、或ひは青少年團による交驛の増進を初めとして、スポーツ並びに厚生運動、觀光事業による交驛を増進する事等を協議決定することになつてゐるのである。

三

日本とイタリーとの接觸は、天文二十年（一五五一年）

大友義鎮が貿易振興の目的を以て印度に遣はした家臣がローマに到つて法王に謁したのが最初であるとされてゐるが、その後、慶長年間に於ける支倉六右衛門の事跡は既に世界的に有名になつてゐる。従つて、この時代から日伊間の文化關係は、宗教關係、殊に天主教及び學術方面に於ては天文學を通じて甚だ深い因縁があつたのである。

日伊間に正式の交通の開けたのは慶長二年の日伊修好通商條約以後の事であるが、明治維新以來、音樂や美術の方面に於て官民の間に深い交渉を加へたのであつた。我が印刷局に招聘されたエドアルド・キヨソネが紙幣などの銅版彫刻を初めて日本に紹介し、工部大學に於てラグーサが彫刻を、またカベレッツチが用器畫を教授してゐたこと等は、有名な話で幾多の挿話が殘されてゐるのである。

かくの如く我が國の開國時代にあつては、イタリーの文化が我が文化の發達進歩に寄與したところは、頗る大きなものがあつた。而して我が日本が國力の隆盛に伴ひ世界的の躍進を遂げるや、イタリーに於ける日本研究が勃興して來たのであるが、殊に最近に於ては、彼我の精

神物的文化的の眞髓を究明するために、兩國間に活潑なる文化交流が行はれるに至つたのである。

四

日伊兩國の文化交流の機關として、去る昭和十年、それぞれ兩國政府の指導の下に、イタリアには中亞極東協會、日本には日伊協會が創立せられ、教授學生の交換、圖書出版物の交換、講演その他種々なる文化協力に於て大なる業績を擧げてゐるのであるが、イタリアが防共協定に参加して以來、兩國の友好關係は一層の鞏固を加ふると共に文化的親善頼みに深きを加へ、昨十三年の春には、ローマに於てムソリーニ首相の發議によつて『日本の友の會』が組織され、また、最近我が官民の東京に於ける日伊文化會館の建設に多大の好意を表する等兩國の文化的提携は益々緊密となりつゝあるのである。

即ち、我が國に於ては既にイタリア語及びイタリア文學の研究施設として外國語學校に於ける講座があつたが昭和十二年以來、東京商科大學の中にイタリア語及びイタリア文學の講座が開設され、イタリアに於ては日本研究熱の増大に應じ、ナポリの東洋語學校に設けられてゐる

る日本語の講座は連年聽講者の激増を來たしつゝあり、ローマ大學にも最近日本研究の講座が開設されたのである。また、昭和十年にはローマ大學の數學教授フランチェスコ・セヴェリ博士、翌十一年には同大學佛敎研究家のジュゼッペ・ツツチ博士が來朝し、我が國からも、東京帝大の田中耕太郎博士及び石本巳四雄博士が昭和十年及び十二年に渡伊し、交換教授としてそれ／＼多大の功績を擧げてをり、なほ昭和十一年以來、我が國際學友會とイタリアの中亞極東協會との間に學生交換を行つてゐる。昨年三月、パウリッチ侯を團長とする訪日親善使節が來朝し、我が朝野の絶大なる歡迎を受け、更に五月にはエツトレ・コンテイ伯を團長とする經濟使節が來朝したが、我が國からは、各大學學生中から選抜された武選選手團が渡伊し、何れも兩國の文化的提携の上に大きな功績を残したことは周知の如くである。

豫てより日伊間には學術・藝術を通じての文化的交通は頗る盛んなものがあつたが、兩國文化の研究獎勵のために、イタリア側では中亞極東協會がイタリア文化研究者のためにレオナルド・ダヴィンチ賞を、また我が日伊學會はイタリア文化研究者のために大和賞を設け、それ

ぞそ兩國の優秀なる文化研究者を表彰しつゝある。従つて、最近に於ては、兩國文化の研究並びに紹介圖書の出版、交換等が非常に盛んになりつゝあるのである。イタリアが一昨年十一月、日獨防共協定に加盟し、滿洲國を承認する等、政治的にも緊密な關係が結ばれつゝあるので、日獨文化協定に續いて日伊文化協定が締結さ

れたのは、自然の勢ひである。獨伊の間には既に一九三〇年に智的協力に關する協定が結ばれてゐるのであるから、こゝに日獨伊三國は、防共協定と併んで、文化的にも緊密な結合を持つに至つたものといふべきである。

(「週報」より)

海南島と蘇東坡

海南島が漢民族の支配圈に入つたのは、今から二千年前の漢の武帝の頃で、遠征軍を遣つて土民を征服し支那大陸より二萬餘の移民を行つたのである。その後三國時代より五代にかけて兵亂を避けてこの島に逃るゝもの多く、又この島は氣候が悪く都から遠く離れてゐるといふ點で、わが國の八丈島や佐渡島など、同様に、歴代王朝の政治家官吏に對する流罪の土地となつてゐる。宋代時には赤壁の賦で有名な蘇東坡が六十二歳の高齡で、廣東省の惠州の福居から遷されて、海南島の首都瓊州に三年間程流謫の憂目を見、徽宗皇帝即位のとき大赦に浴し本土に歸つた。詩人蘇東坡は配所の寂寥を詩作によつて慰めたものと見え幾多の詩を作つてゐる。即ち其詩の一つに

霹靂收威暮雨開。
獨憑闌檻倚崔嵬。

垂天雌霓雲端下。
快意雄風海上來。

といふのがあるが、これは、海南島の風物をよく傳ふると共に、當時の感懷を表はしてゐる。又ある日、東坡は釣に出た途中、雷雨にあひ附近の農家に込かけんだところが其邊の土人の子供達が、見馴れぬ服装をした東坡を見てこれをからかつた。或人がこの風景を目撃して、之を畫にかき、東坡に示したところ、東坡はこれに對し、「人に笑はれたり、犬に吠えられたりしが之も亦愛嬌ではないか」と賛成をしたのであるがこの圖は日本でも屢々畫かれてゐるのであつて、鐵齋翁の如きもこの畫を好んで書いたものである。

(河相外務省情報部長談)

議會を通過した重要法案

法制局参事官 樋 貝 詮 三

第七十四回帝國議會は三月二十五日を以て終了した。

議會へ出す法律案は、政府からはもちろん、貴族院からも、衆議院からも出せるのであつて、議會で協賛を得ると、政府を経てこれを陛下に上奏し、御裁可があれば公布せられて法律となるのである。

今度出された法律は、政府案が八十九件、衆議院が四件で、政府案は全部兩院を通過し、衆議院案は全部審議未了となつた。

以下に、兩院を通過した法律案の中の主なるものについて、簡単に申上げて見たいと思ふ。

兵役法 先づ兵役法中改正法律案からいふと、この法律案は、「兵役法」といふ法律の中の一部を改正しようとするのであるが、これによると、

(一) 海軍兵の豫備役の四年であつたのを五年とし、後

備役の五年であつたのを七年とし、また、

(二) 陸軍の第一補充兵役の十二年四箇月であつたのを十七年四箇月とし、第二補充兵役が、陸海軍共に従來十二年四箇月であつたのを、十七年四箇月に延ばすことである。また、

(三) 師範學校卒業者の短期現役の制度が廢止せられる、そして一般の現役に服するやうになるのである。また、

(四) 中學校以上の學校に在學する學生は、従來最初二十七歳迄、徴集を猶豫されてをり、學校の程度に依つて猶豫年齢が違つてゐるのである。今度は最高を二十六歳迄とし各學校について、猶豫年齢が一年か二年づつ低くなる。

また、戦時とか事變とかに際して、特に必要ある場合

には、何時でも猶豫を取止むることが出来るやうになつた。

(五) 徴集の順序を籤で決めることは、従來より非常に狭くなつた。

(六) 勤務演習の一回の召集期間は、従來陸軍で三十五日以内、海軍では七十日以内とし、海軍では更に必要に因つてこれを五十日だけ延し得るのであるが、陸軍も同様に五十日延し得るやうにした。

宗教團體法 宗教團體に關する現在の法規は、大政官時代からのもので、大小三百有餘の規定が断片的で統一がなく、規定も不備で宗教團體の活動をも阻害するからこれを整へて、國の保護監督の關係を明かにし、これをして健全に發達させ、教化の機能を増進せしめようといふのである。その内容をいふと、

(一) この法律では、宗教の教義を宣布したり、儀式を執行したりすることを目的としてゐる團體を、二つに別けて、一定の條件に従つて、文部大臣か地方長官から認可を受けて設立するものを「宗教團體」といひ、これ以前のもの「宗教結社」といつてゐる。この宗教結社といふ分は従來類似宗教團體と呼ばれて來たものである。

(二) 宗教團體に屬するものは、神道の教派、佛教の宗派、基督教その他の教團と、寺院と教會とである。この中、教派・宗派・教團は寺や教會をメンバーとしてゐる團體で、法人のものもあるし、法人でないものもある。法人になるかならぬかは自由である。教會も同様であるが寺は法律上では常に法人である。

(三) 宗教團體は、設立の認可を必要とするが、宗教結社は單に届出のため、この義務を負ふに過ぎない。

宗教團體には特別の保護が與へられる。すなはち(イ) 宗教團體には、何れにも所得税が免除され、(ロ) 寺と教會の境内には地租が懸らない、(ハ) 登録税も、寺や教會の禮拜用の建物・敷地・寶物等は差押を許さない。

宗教法人にも、破産といふことは有り得るが、破産に依つて即座に解散するのではない。行政官廳からの認可取消命令があつて、それではじめて解散するのである。

教派・宗派には首腦者として管長を置き、教團には統理者寺院には住職、教會には主管者を置くことになつてゐて、宗教團體を代表し事務の管理を行つてゆくのである。寺院や法人教會が、不動産や、重要な動産を處分し

たり擔保に供したり、また借財をしたり、保證したりするには檀徒教徒の惣代の同意を得なければならぬことを原則としてをる。これは、教化・布教の中心道場たる寺院と教會の經營が圓滑に行はせてゆかせるためである。惣代は、大檀那・外護者を以て自ら任じ、住職や教會主管者を扶けて寺と檀家が一體となり、寺院教會の經營に添與せしめたいからである。

宗教結社について見ると、これならば、唯一般治安警察上の取締に委しめてつたのであるが、今回の法律はこれを宗教行政の視野の中に取り入れて、監督もしよう、保護もしようといふのである。

要するに、この法律は宗教の健全なる發達を期して、われわれに小我を捨てて大我に生き、また不退轉の精神力を養つて、「死ぬ力」と「生きる力」とを與へようとするものである。

臨時利得稅法中改正法律及び

支那事變特別稅法中改正法律案

今年の臨時軍事費の財源の一部にあつたため、臨時利得稅と支那事變特別稅とが増稅されることになつた。

臨時利得稅といふのは、滿洲事變の關係から來た一般

利得と支那事變關係から來た一般利得とに對して、特に課せられる稅金であるが、この滿洲事變から來たものと考へられる部分の利得を、甲種利得と呼び支那事變から來てゐると考へられる部分を乙種利得と呼んでゐるのである。今度の增稅案では、主として乙種利得稅すなはち支那事變から來てゐると考へられる利得に對して、增稅するといふことにしたのである。法人については、約三割三分、個人については二割五分方引上げたのである。この改正によつて、約二千五百萬圓の増徴を得る見込である。

支那事變の特別稅といふのは、昨年設けられた稅で、時局中、所得稅・法人資本稅・砂糖消費稅・取引所稅の四種の既設の稅金について増して取り、また利益配當稅公債及び社債利子稅・通行稅・入場稅・特別入場稅・物品稅といふ六種の新稅を課することにしたものであるが今回これらの稅金を一般に高めると共に、新に清涼飲料稅と印紙稅とに就ても増して取ることにし、また物品稅を課する品物に更に品目を追加し、新稅として建築稅と遊興飲食稅とを起したのである。

この中、新に起した二つの稅に就てみると、建築稅と

いふのは、現に地方稅として建物などに課してゐる不動産取得稅とは別に、(イ) 居住用家屋と、(ロ) 料理店等の營業用家屋とか、(ハ) 劇場・映畫館・觀物用家屋とかいふ家屋で、建築價額一萬圓以上のものを建築した者に課する稅である。

一萬圓といふのは附屬工作物、例へば庭園をも入れた値段である。これは、この三月一杯に出來上つた家屋にはかからないのだが、四月以後に亘ると、たとひ三月以前に着手したものでも稅金がかかることになつてゐる。

また三月中で、一部を切上げたとしても、來年三月迄に追加建築や増しをすれば、それは引續いて建築してゐたものと同様に課稅されるのである。

この稅額は、建築價格から五千圓引いたものの一割といふことになつてゐる。

遊興飲食稅といふのは、今の地方稅として各府縣で取つてゐるのを、國稅にしただけである。五圓以上の飲食をする、この種の稅がかかる。

米穀配給統制法 米穀の配給を圓滑にし、その値段を正當ならしめるため、米穀の投機取引を抑制して、實際の需用のために正米取引をなさしめるやうにし、また米

穀の取扱者を許可にからしめ、米穀配給統制の體制を整へて食糧問題の解決に資したいといふのが、この法律の目的である。

それで、この法律の内容は、大體四點に歸するのである。

(一) 第一點は、米穀の取扱をなすには、政府の許可を受けねばならぬこと。政府は必要あるときは、この米穀の取扱をなす物に米の賣買讓渡に關して、配給統制上必要な命令をなすことも出来る。

(二) 第二點は、米の配給統制の中心の機關たらしむるために、「日本米穀株式會社」といふ會社を設立して、配給統制上に必要な事業を行はしむること。この會社は米の主なる集産地に米穀市場を開き、米穀統制法の決めた最高最低値段の範圍内で、米の取引を示さしめ、市場での米の値段が公定價格を超えないやうに圖らしめ、またこれに附帶する事業を行ふものとしてゐる。これからは米穀の市場といふものは、この會社だけが開くことを得るものであり、従來の取引所はこれを閉鎖することにす。米穀市場では、原則として、差金取引をすることを許さない。

この會社の資本金は三千萬圓であるが、政府が半額の出資をして、これを援助する。

現在の正米市場や米穀取引所は前述の通り廢止されるが、これはその使用人と共に、出來得る限り新設の米穀會社の方に收用することとしてゐる。

しかして、米穀市場に類似の施設をなした者や、さういふ處で取引した者は、二年以下の懲役または五千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

映畫法案 映畫は現今非常に普及してゐるが、内地だけでも毎年四百萬人からの観客があり、國民娛樂として最も重要なものの一つとなつた。更に映畫は、教育やニュースや宣傳に用ひられて、顯著な性能を發揮するのであるが、我が國の映畫事業の實狀に顧みると、その製作、配給、上映等について幾多改善すべきものがある。

第一に、我が國の映畫は、長篇ものが多過ぎるために經費、時間、勞力等が不十分な嫌がある。第二には、映畫の配給組織が小さい系統に分れ過ぎて、狭い市場で競争してゐる。第三には、上映機關が充分には發達せず、全國で千七百の映畫館があるだけで、しかもそれが都會地にだけ偏在してゐて、映畫を通じての國民文化の普及

向上に相當支障がある。

そして、これに對する國家の政策も極めて不徹底である。そこで、これが對策として生れたのがこの法律である。法案の内容をいふと、

映畫の製作の業を主務大臣の許可を受くべきものとし撮影開始前に映畫の内容等について、届出をなすべきものとし、上映の途中に國で提供するものを挾んで映寫しまた良き映畫は國で推奨することにしてある。

また映畫を配給する事業も、主務大臣の許可を受けるべきものとし、檢閲も受ける。

上映に當つては、公安や風俗上の必要より檢閲もし、また國家教育上有益な映畫は、特に上映すべきことを命ずるを得るやうにし、また興行時間、映寫方法、入場券の範圍等に關して制限を設けることを得るやうにしてある。

なほ、必要の場合には、映畫の製作、配給上映について不正の競争を禁止し得ることもしてある。

森林法中改正 支那事變の勃發から、木材の需要が益々盛んになる反面、外國産木材の輸入は極力制限されることとなつたため、増大しつつある木材の需要は、主とし

て内地産のもので、充たされなないことになつた。しかる

に、従來施業案の比較的放漫であつた民有林に於いては搬出に便利な地方は伐り過ぎ、はや伐が深刻に行はれたやうである。これでは内地の木材供給の源泉が次第に涸渴し、主要資源自給といふことに、破綻を生ずるのみならず、治山、治水の基礎をも危くすることとなるのである。しかるに、搬出に不便の地方では老齡林が徒に放置されてをり、その施業が合理的でない。ここに於て民有林の施業を集約化し、施業の技術を民間に普及徹底せしめ、一面には間伐を奨励し、老齡過熟林の整理伐を行つて、出材量を増すと共に、他面には幼齡未熟林の濫伐を抑へ、造林を勵行することとし、山林法中に規定する營林の監督に關する規定、森林組合に關する規定を改正補足し、

(一) 大森林の所有者は、單獨を施業案編成して地方長官の認可を受けしむることとし、中小の森林所有者は森林組合を設立して、組合で施行案を作り、地方長官の認可を受けしむることとしたのである。その施業案の編成のない森林については、行政官廳で森林生産の保護を圖るために、必要あるときは伐採方法その他施業上必要あ

る事柄を指定し得ることとしたのである。

(二) そこで、大森林の所有者や森林組合が施業案に則らないやうな場合には、行政官廳は或は伐採を禁止、或はその者に代つて施業上必要の行爲をなすことが出來、またこれ等の者に對しては、治水その他公益上の必要に因り、一定の資格ある技術者を置くことを奨め、且つ補助し、施業の合理化を圖らんとすることである。

しかして、森林施業が實績をあぐるためには、これに要する種苗といふものが重要な役割を演ずるのである。そこで、今回は森林種苗法といふものを併せ設け、杉・檜・赤松・黒松・落葉松・エゾ松・トド松の七種の種苗について、その母樹となるものを保存し、また種苗の配布區域といふものを定め適種適地たらしめ、更に種苗の販賣業者をして種苗の品質を保證せしめることにした。

人事調停法 調停は従來借地借家調停、小作調停、商事調停及び金錢債務調停の四種類が存したのであつて、それぞれ充分の効果を擧げて來たが、我が國特有の家族制度に顧みると、親族間の紛争の如きは最も調停に適するものである。従つて、従來各方面から要望せられて來たのであるが、時局に當つて益々痛感せられて來たので

今回法律案が提出されたのである。
内容は、大體今迄の調停法と同様で、調停委員會を開いて、これで調停を成立せしめ、調停成立の曉は裁判上の和解と同一の效力あるものとするを原則とした。ただ違つてゐるところは、辯護士が當然代理人になれるといふことと、調停不成立の場合でも、強制調停をしなといふことだけである。

なほ、今回法律を以て新に設立されることとなつた、會社や法人たる組合が數個ある。
大日本航空株式會社、日本米穀株式會社、帝國鑛業開發株式會社、海運組合、造船組合、製酪業組合、その他である。以上が今議會を通過した主な法案の概略である。(三月二十七日AKより放送)

(「ラヂオ講演・講座」より)

金總動員運動に — 二 — せまし致加參

今や我國は軍備の充實と長期建設の途上にあり、激増する軍需資材及び生産力擴充材料の輸入を確保するに必要上、對外決済力の充實に資するため民間所在金を層一層積極的に集中する要に迫られて居り、既に政府は事變勃發以來國內退藏金の買上を行ひ「金」保有増加に努め來つたのでありますが、今回更に内務省が中心となつて別項記載の如き方法により「金」の集中を著く國民に呼びかけてその目的達成に努むることになりました。

政府への金賣却御取次ニ關スル要綱

實施期間 差當り昭和十四年四月ヨリ一ケ年間トス
買入物件 政府ニ於テ買上グベキモノハ左ニ掲グルモノトス
(イ)金貨幣(本邦舊金貨)(ロ)金地金(金塊、金延棒、金延板ノ外金粉ヲ含ム)
(ハ)金製品(ホワイトゴールド製品、大判、小判、二朱金外國金貨等ヲ含ム)

買上價額

買上價額ハ當該物品中ニ包含セラルル純金ノ量目ニ付、一瓦參圓八拾錢(一匁拾四圓四拾參錢七厘五毛)ノ割合ニテ算出シタル金額トス

但シ次ノ物ハ除外スルモノトス

(イ)國寶及重要美術品等、美術的又ハ骨董的價値大ナルモノ (ロ)金ノ抽出又ハ回收困難ナルモノ (ハ)含有金量ガ他ノ組成物ニ比シ微量ナルモノ (ニ)御紋章入金蓋等政府ニ於テ買上グルコトガ不適當ト認メラルモノ

一旦受付ケタル物ガ鑄造前ニ造幣局ノ鑑定ニヨリ精製分析ニ不適當ナリト認メラレタルトキハ之ヲ賣却申込人ニ返付スルモノトシ鑄造後ハ買上グベキ金分ナキ場合ニ於テモ現品ヲ賣却申込人ニ返付シ得ザルモノトス

べてゐる。

或る外人が、「日本の軍人は何故強いのか、それは家を忘れ父母を忘れて戦ふからではない。日本軍人には常にあの熱誠溢れる萬歳の聲と、先祖からの立派な家名を思ふ心があるからである」といつた。

最初自分の考へでは敵と戦つてゐる時や、突撃をする時などに、萬歳の聲や、確かりやれと云ふやうな激勵の聲などが頭にあらう筈はない。唯一心不亂に戦ふといふだけではあるまいかと思つてゐたところが、さて實戦にブツかつて見ると、残念乍ら自分は落第した。自分よりも一足遅れて出征した叔父の便りの細々な戦況の中に、「近過ぎるなと思はれる程の距離で敵と激戦中、足元がグラツとした。その途端天地が眞黒になつた。すつと遠くのはうに萬歳の聲がかすかに聞える。小さな日の丸の旗を振つてゐる人が見える。汽車も見える。母が『家の事は心配しないで確かり働いておくれ』といふのがハッキリ聞える。さうだ、俺は今出征するのだ。と次第に意識が明瞭になつて來た時、自分は泥まみれになつて倒れてゐるのに気がついた。身體はなんともない、戦友に介抱されて再び部署に就いたが、ひどく

戦争と母の力

海軍少佐 高橋 俊 策

支那事變勃發以來一年七箇月を経過したが、この間我が皇軍將兵は遠く祖國を離れて砲煙彈雨を物ともせず、身命を投げ棄てて勇戦奮闘してゐるのであるが、この皇軍勇戦奮闘の姿に吾々日本人として、最も感激に堪へないのは日本人は單なる五尺の身體に武器を把つて戦つてゐるのではなく、戦つてゐるのは魂だといふ點である。
一死君國に報いんことを誓ふ日本魂が我が忠勇なる將兵の肉體を驅つて奮戦せしめつつあるのである。而してこの日本魂を彌が上にも昂揚せしむるものは、海を越えて遙か祖國に在る銃後國民の熱烈なる激勵の聲である。

いとしい父母兄弟、家族の忠義に凝つた尊い愛情である。とりわけ母の有難い激勵の言葉は、皇軍將兵の胸の奥に無限の感銘を與へて、日本魂を奮ひ起さしめ、人間の力とは思はれないやうな働きを爲さしめてゐるのである。中支揚子江方面に活動した一水兵が、次のやうに述

何かで頭を打つたらしく時々ボンヤリとする。ボンヤリとするときまた萬歳の聲、激勵の聲が聞えて来る……今ではスツカリ回復して働いてゐる。」

と叔父は書いてゐる。これは何も叔父一人のことではないので誰でも戦線にをれば常に銃後の萬歳が聞え、日の丸の小さい旗が眼の前にチラチラする。「家の事は心配するな」といふ母の激励の言葉が何時も耳元に残つてゐる」と述べてゐる。

御存知の通り小學國語讀本に「水兵の母」と題して明治二十七八年戦役豊島沖海戦當時の物語が載つてゐる。又日露戦役當時に、彼の有名な「太郎ヤイ」の物語もある。いづれも母が最愛の我が子を勵まして、一死奉公の志を堅からしめようとした尊い物語である。爾來星移り物替り數十年の歲月を経たが、この精神は日本の母の血潮の中に滲ることなく流れ傳はり、今次の事變に於いても、立派な尊い「軍國の母」が數限りなく現はれ銃後の華と咲き香り、一君萬民忠孝一本の我が國體の精華我が家族制度の極致を發揮してゐるのである。

昔から「忠臣は孝子の門より出づ」といはれてゐる通り、戦線にあつて親を母を思ふ勇士の純情、銃後から戦

線の我が子を勵ます母の尊い慈愛、この美しくも有難い數限りない物語に接すると、我が皇軍將兵の強いのは忠義に凝つた尊い母性の感化に依るものであることがハッキリと解るのである。戦線のわが子に對して「家の事は心配するな、天晴れ手柄を樹てて家の名譽を辱かしめるな」とは齊しくわが日本の母の雄々しい念願である。出征中のわが子に父の死をも秘して告げず、只管わが子の御奉公のみを祈る健氣なる「軍國の母」は今日迄傳へ聞いただけでも、夥しい數に上つてゐる。

この尊い母の心が、海を越えて何百里遠い戦線のわが子の心に通ひ、皇軍將兵をして烈々たる攻撃精神に燃えしめ、崇高なる犠牲的精神を發揮せしめ、驚くべき戦果を收めつつあるのであつて、日本の母は斯くの如くにして、間接的には實戦に参加し、その強い愛の力は我が子を通じて、皇軍の威武を大いに發揮しつつある次第で、日本婦道の精華といひ得るものと信ずる。昨年十月十六日、我が海軍航空隊が南支の廣東と九龍とを絡ぐ、廣九鐵道沿線の東筆村と云ふところを爆撃した時、江口三等航空兵曹の指揮する一機は不幸敵弾を受けて發動機に故障を起し、敵地に自爆しなければならぬといふ状況に立

至つた。江口兵曹はもはやこれまでと、自爆を決意して愛機を立直し、搭乗してゐる戦友と共に指揮官機や僚機にむかつて手を振り訣別の挨拶をなしつつ約×千米の上空から敵の陣地を目掛けて轟らに急降下に移つた。愛機の中では若鎌田一等航空兵が一心不亂に無線電信のキイを叩いてをつた。ところが何たる奇蹟であらう、愛機が地上七百米位のところまで急降下をした一瞬、故障した發動機は回轉を始めたのである。そして江口機は九死に一生を得て基地に奇蹟的生還をした。

基地に歸つた江口兵曹が、後で彼を取り巻いた従軍記者に對して、言葉少なに自爆決意瞬間の感想を「私は自爆を決意して、それを偵察員と通信員に告げると急降下に移りましたが、その瞬間私の眼に浮んだのは故郷にある母の顔であり、自分を見てゐる母の姿でありました。」といつてゐる。

又かういふ話もある。彼の南支の廣東攻略戦線に於いて、我が海軍陸戦隊の齋藤といふ一水兵が、敵兵を追撃中泥まみれになつてゐる一つの觀音様の佛像を拾つた。多分これは敵兵が逃げる時、何處かの民家から掠奪して來たものでもあらう。彼はそれを拾ひ上げてクリークの

水で泥をよく洗ひ落して、しげしげとその佛像の面を眺めてニッコリ笑ひながら、これを自分の背囊に納めて進軍を續けた。そして休憩の時も食事の時もその佛像を取出して飯盒の御飯を供へたり、野末に咲いてゐる草花を手向けたりして喜んでゐた。あまりのことに戦友達がからかひ乍らその譯を尋ねると、彼は笑ひ乍ら「實はこの佛像の面が見れば見る程、俺のお母さんそっくりなんだよ」といつて、尙も佛像に見入るのであつた。彼には國にたつた一人の老母があり、日頃から彼が孝心深いことを知つてゐた戦友達はもうからかはす、それから後といふものは、戦友達も何時の間にか彼と一緒になつて、この佛像に御飯を供へたり草花や水をお供へするやうになつた。

かくて彼はこの佛像を、即ち彼の老いたる母を背中にしよつて、弾の雨を冒して勇敢に廣東を目指し進撃を續けたのであつたが、或る日は敵弾の爲に胸を撃貫かれて倒れたのである。戦友達は彼をいたはり直ぐ野戦病院に送らうとしたのであるが、彼はどうしても背かない。「自分一人が傷ついた爲に、更に一人の兵隊が落伍したら陛下に對して誠に申譯がない、俺は大丈夫だから先

に行つてくれ」と云つてきかない。戦友達も己むを得ず彼を一人そこに残して進撃して行つたのである。が間もなく他の部隊がそこを通つた時片手に銃を片手に佛像を確りと握り締め、而も佛像と頼りをしながら、和やかに眼をとちて戦死を遂げてゐる彼の姿を見出したのであつた。恐らく彼は死の瞬間、背囊から佛像を取り出して「お母さん私は今立派に戦死を遂げます」と老いたる母に最後の別れを告げ「天皇陛下萬歳」を唱へて莞爾として瞑目したのであらう。

又、上海廣中路の激戦の眞最中横なぐりに吹きまくる敵弾のあらしを全身に浴びて單身陣地に進入した機銃の射手は、敵前僅か数十米に迫つた刹那、忽ち兩足を吹き飛ばされて大地にたたき付けられた。豫備射手が飛び出してこれに代り、猛然と射撃を開始すると、血だるまになつた射手が齒を喰ひしぼつて這ひ乍ら銃座に寄り寄つて来た。「ドケ、俺が射手だ、俺が射つ、俺が死んだらお前が代るんだ」といつて承知しない。泥をかぶつた顔血走つた眼で視界一面灰色に擴がる敵をちつと見据ゑた彼は、今日迄命よりも大切にされて来た機銃にしがみ付いて快心の微笑を漏らすと、バツタリ崩れ落ちて意識を失

つて了つたのである。手當を受けて蘇つた彼が、其の後當時の精神状態を部隊長に、

「彈の雨といふよりも、彈の壁にでもブツかつて行くやうな時の氣持で、此の儘行けば死ぬと云ふ直感で頭が一杯になりましたが、一瞬にして其の直感は消えて、浮び上つて来るのは故郷の家に自分の働きを祈つてゐる母の姿です。母は家で自分を祈つてゐるんだと云ふ氣持、この氣持が忽ち全身に漲り立つて、何物をも恐れない不思議な力を與へてくれました」

と述べてゐる。今一つやはり上海戦の物語であるが、北總攻撃の夜であつた。曉の突撃命令を待つ決死の馬場部隊長の傍で若い水兵、これは部隊長の從兵で十九歳の二等水兵であるが、笑みを含み乍らセッセと手紙を書いてゐる。部隊長が何氣なくのぞいて見ると、「私は今夜この命を棄てて奮戦します、私はお母さんの子供です。お母さん私の手柄を見てゐて下さい」とかう書いてゐる。部隊長の胸に思はずグツと來た感激に熱くなる目頭を伏せて、部隊長はしげしげとこの若い水兵の横顔を眺め、その母なる人を想像して心ひそかに彼の武運を祈つたのである。この若い水兵は天晴れ目覺ましい働きをして手

柄を樹てた。

かうした戦場に描き出された勇士の心理状態は、吾々に何を教へるであらうか。生死を賭した戦場で愈々大事を決行する。愈々死地に就く時の勇士等の氣持は「母が見てゐる、母が見てゐてくれる」といふに盡きる。何といふ含蓄の深い事柄であらう。

以上の外戦線の勇士と母をつなぐ感性的の物語は、一枚擧に還がなく過去の戦役に於いても、例へば日露戦争の時の旅順港の閉塞隊といふやうな決死隊が選抜せられる場合、志願する者にその志願の理由をきいて見ると異口同音に「母がかく申しました、母がかういひました」と答へるのが常であつたと聞いてゐる。我が日本の母の感化が如何に大なるものであるかは、唯々驚嘆し敬意を表するの外はない。

かやうに母の感化の力は、獨り戦争の場合ばかりでなく、あらゆる方面に顯著に現れるのであつて、母の力が國民精神に及ぼす影響は極めて大なるものがあるのである。それにつけても、我々海軍軍人としては、我が日本の母、並びにやがて母たるべき女性が、海洋國日本の生命である海を怖れず海に親しみ海を理解し、海を積極的

に利用する氣風を涵養して偉大な海洋國民の母たるべき教養と情操を養はれんことを切望する。

このことは、我が日本が當面する新東亞建設と直接深い關係があり、海洋國たる我が大日本帝國の愈々大を成する所以の道に外ならないのである。我が日本の母の責務並に母たるべき女性の責務は、以上述べた通り、時の平戦を問はず極めて重大である。而してその力は實に偉大であると信するのである。私は我が日本の母の力は、世界に比類のないものとして、其の眞善美を讃へ且つ誇とする。(二月二十日A区より放送。講者海軍省軍普及部勤務)

(「ラヂオ講演・講座」より)

虎 溪 三 笑

よく畫題にされてゐるが、これには次のやうな故事があるのである。

廬山記に曰く「慧遠法師、廬阜に居ること三十餘年、客を送るに足跡未だ嘗て虎溪を過ぎず。時に陶元亮(陶淵明)栗里に居る。陸修静も亦有道の士なり。遠師、この二人を送るに與に語りて道合し、覺えず虎溪を過ぐ。因つて大に笑ふ。今の世に、三笑圖を傳ふ。」と。

備考、虎溪は皇軍の占據してゐる廬山の一景勝の地である。

見習ふべき獨逸 國民の節約精神

今日のやうな非常時局に際しては、物の消費の徹底的節約、資源の愛護は一つの大きな國策であることは云ふまでもないことである。然るに我が國民は東洋精神の然らしめるところか、或は消費の徹底的節約即吝嗇と單純に考へ込むためか、由來物に對する觀念が極めて恬淡である爲に消費節約、資源愛護、廢品回收が叫ばれて居ても、國民の物に對する考へ方には、まだ大まかな處がある。この點、歐洲大戰の苦杯をさんさん舐めさせられた獨逸國民は、實に徹底した資源愛護の精神を持つて居る。この獨逸精神が日常生活に現はれた事例を少しづつ紹介して我々の範としたい。

紙の節約

紙の材料は今更言ふ迄もなくパルプである。このパルプは、同時に人絹、ステールプルファイバーの材料であり又セロファン材料ともなり、實に貴重な資源である。

獨逸國民は、日常この事をチャンと頭に入れて居て、實に大切にす。どんな小さい紙切れでも捨てることをしないで、メモに使ふさうである。かうして充分利用して紙屑籠に入れた反古は、決してそのまま捨て、しまはず之を水に浸して置いて、充分ほぐれた頃にタドンのやうに丸めて乾かし冬季になればストーヴに焚くさうである(ストーヴをたくことは一寸考へると贅澤なやうであるが。地理的關係から、同國では、冬は暖房なしでは過ごせないのである)

買物をする時に、必ず箱を持參する獨逸婦人が銀座に現はれるといふ記事が新聞に報ぜられた。この婦人は買った物をその箱に入れ、これを風呂敷に包んで持つて歸り、商店に包紙を使はせないといふのである。異國に於ても無駄をさせまいといふこの心構へは見上げたものである。

パルプの不足が痛感され、新聞、雜誌用紙の削減が實行されつゝある一方、我が國の古新聞回収率は歐洲諸國に遙かに及ばない現状であり、又紙屑といへば屑屋でさへ見向きもしない現状は、全國民協力の下に改善する必要がありはしないだらうか。

392
5/4

昭和十四年五月廿五日 印刷
昭和十四年六月一日 發行

時局資料・第八輯

編輯者 本派本願寺内
發行者 花田信之
印刷人 藤澤淨圓

發行所 本派本願寺龍谷學園
京都市下京區堀川通花屋町下ル門前町

2
6